第 260 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 8 年 6 月 25 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 （ 36名 ）

1番　恩田 洋一	3番　藤原 寿成	5番　岩田 孝史	6番　古田川光彦
7番　永濱 孝之	8番　安部 治美	9番　石原 博	10番　高橋 正敏
12番　和久利 勝	13番　石原 敬士	14番　和久利 健	15番　立石 覚
16番　大坂 茂	17番　安部 傭造	18番　金倉 弘美	19番　藤井 卓
20番　八澤 幹夫	21番　森合 健一	22番　藤原 昭則	25番　石原 宏二
26番　賀元 亨	28番　藤原 修	30番　山田 幸則	31番　白名 貴美子
32番　嵐谷 行徳	33番　新田 昭喜	34番　卜藏 秀夫	35番　浅野 保男
36番　川西 雄二	37番　小池 俊彦	38番　堀尾 敏久	39番　大塚 真人
40番　安部 秀男	41番　梅木 達也	42番　松島 昭夫	43番　原田 二朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原　ゆう子

5. 欠席委員 (6名)

2番　石原 隆幸	4番　藤原 康正	11番　藤原 克巳	23番　渡部 雅一
24番　佐藤 昌利	29番　藤原　功		

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
報告第２号　農用地の形状変更に関する届け出について
議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農地利用集積等促進計画の承認について（一括契約）

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、第 260 回奥出雲町農業委員会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第８条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は２番石原委員、４番　藤原委員、11 番　藤原委員で、出席者は 18 名中 15 名、よって過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお、推進委員の欠席は3名、出席者は　21名です。次に奥出雲町農業委員会規則第 25 条第３項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は１番恩田委員、3番藤原委員にお願いいたします。本日上程いたします議題は、報告１を日程１として、議案第 5、その他まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いします。 それでは議事に入ります。報告第１号、農地法第 18 条第６項の規定による届け出について上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	1ページをご覧ください。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和8年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　○○○○番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計1，985㎡。賃貸人氏名　公益財団法人　しまね農業振興公社。住所　松江市黒田町432番地1。賃借人氏名　農事組合法人●●●●。住所　□□□□番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡日いずれも令和8年5月29日。解約の理由　双方の合意による。 番号2、農地の所在　○○○○番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計1，985㎡。賃貸人氏名　●●●●。住所　□□□□番地。賃借人氏名　公益財団法人　しまね農業振興公社。住所　松江市黒田町432番地1。解約届出日　解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号1に同じです。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に、報告第２号、農用地の形状変更に関する届け出について上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	2ページをご覧ください。 報告第2号、農用地の形状変更に関する届け出について下記の届出について受理したことをここに報告する。令和8年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　○○○○番、1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積9，804㎡のうち1，000㎡。届出者、氏名　●●●●、住所　□□□□番地。形状変更の理由　畑の勾配が急峻であり、土砂が流れやすいため高いところの土を低いところへ持ってくることで勾配を修正し、土砂が流れにくくする。工事の期間は届け出の日から令和8年8月31日まで。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に、議案第 1 号非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	3ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和8年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　○○○○番。地目は、登記簿が田。現況は山林。面積は、51㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●。住所　□□□□番地。非農地の事由　自分が生まれる

	前からすでに耕作していなかった。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　○○○○番ほか1筆。地目は、登記簿が田と畑。現況は原野。面積は、合計337㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●。住所　□□□□番地。非農地の事由　■■■■地区土地改良時から水の取り入れができなくなったため、平成5年頃から耕作不能になった。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在　○○○○番、1筆。地目は、登記簿が田、現況は山林。面積は、合計1，456㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●。住所　□□□□番地。非農地の事由　当初申請地に■■■■新設を考えていたが計画中止となった。諸般の事情により建設できないまま50年以上が経った。その間に当該地が山林と化した。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。以上ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、19番藤井委員。
19番	番号1について、19番藤井が補足説明をさせていただきます。場所は○○○○から◆◆◆◆に出る途中で、□□□□がありますが、その手前を右に入った山の中です。5月25日に事務局、農業委員、推進委員6名で現地を確認して、非農地事由にありますように、生まれる前から、耕作していなかったということです。現地は山林化していて、非農地が妥当だと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 続いて、番号2について補足説明を、22番藤原委員。
22番	番号2について、22番藤原が補足説明をさせていただきます。当該土地は○○○○地区の玉湯吾妻山線の川を挟んだ反対側の□□□□農道で、当時ここを圃場整備するときに水路等が変更になって、水が当たらないということで、面積的には少ないですが、多少の畑等をやっておられたようですが、自宅もそこから遠いということで、耕作を断念され年月が経っています。現地は管理されていましたけど、耕作不能と思われますので、非農地にしても問題ないかと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に、番号3について補足説明を、36番川西委員。
36番	番号3について、36番川西が補足説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。5月の総

	会において〇〇〇〇様より●●●●新設の許可申請取消しについて、□□□□から■■■■農道▲▲▲▲方面へ2㎞入った右側の申請地を農業委員安部さん、事務局石原さんと確認しました。非農地申請について、現在現地は山林化して農地への復旧も地理的に山林化しており、△△△△であり、困難と思われます。非農地申請が妥当だと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	4ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和8年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、〇〇〇〇番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに、畑。面積は、29㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人　氏名　●●●●、住所　□□□□番地　■■■■。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　△△△△、住所　▲▲▲▲番地。対価無償。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて番号 1 の補足説明を 35 番浅野委員お願いします。
35番	はい。35 番浅野が補足説明を行います。場所は、〇〇〇〇の町中の農地です。譲受人の●●●●さんは□□□□により15年前に奥出雲町に来られました。現在は、△△△△に住んでおられ、農業を営んでおられます。住居が古くなったので、空き家を探しておられたところ、譲渡人である▲▲▲▲さんの家が適地であり、ここを希望されておられます。この畑は▲▲▲▲さんの家の後ろ側にあり、建物に接していて、家と畑を一緒に譲渡されるということです。なお、▲▲▲▲さんは現在▼▼▼▼に入所しておられ、相互に同意となり今回の申請になっております。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番1について承認することに決しました。 次に、議案第 3 号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局	5ページをご覧ください。 議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　○○○○番、ほか3筆。地目は、登記簿　畑と田。現況は宅地。面積計　545㎡。申請人氏名　●●●●、住所　□□□□在住。転用目的　庭園及び駐車場。転用理由　庭園及び駐車場拡張のため。除地については、令和8年1月29日付けで公告されています。 追認です。顛末書を読みます。 農地法について把握しておらず、転用申請前に車庫を建設してしまいました。今後は農地法を遵守し、このような違反行為がないようにいたしますので、何卒ご容赦いただき、本件農地法の許可について、ご高配いただきますようお願いいたします。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　○○○○番と●●●●番。地目は、登記簿　現況ともに　畑。面積計　292㎡。申請人氏名　□□□□、住所　■■■■在住。転用目的　△△△△番は宅地、▲▲▲▲番は墓地。転用理由　○○○○番は宅地と田に隣接しており、倉庫を建設し農業するのに便利がよい。▲▲▲▲番は、現在の墓地が遠方の山中にあり、近くに非農地で適した場所がないため。除地については、令和8年1月29日付けで公告されています。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 6ページをご覧ください。 番号3、農地の所在　○○○○番。地目は、登記簿、現況ともに畑。面積　計10㎡。申請人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。転用目的　墓地。転用理由　現在の墓地は離れた山林の中にあり管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、令和8年1月29日付けで公告されています。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号4、農地の所在　○○○○番。地目は、登記簿、現況ともに田。面積計10㎡。申請人氏名●●●●、住所　□□□□番地。転用目的　墓地。転用理由　現在の墓地は離れた山林の中にあり管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、令和7年10月8日付けで　公告されています。資料8に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、15番立石委員。
15番	番号1について、15番立石が補足説明をさせていただきます。この農地は○○○○地区の●●●●地内の□□□□の後ろにある農地です。■■■■さんは、現在△△△△にお住まいですけども、自宅がその横にあるということで、事務局から説明のありました追認ですが、審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。

	次に、番号2について補足説明を、28番藤原委員。
28番	番号 2 について、28番藤原が補足説明をさせていただきます。先ほどのこちらにも書いてありますが、墓地が遠方であり、農業するための倉庫が建てられるということ、該当農地が他になかったということで何ら問題がないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に、番号3について補足説明を、38 番堀尾委員。
38 番	番号 3 について、38 番堀尾が補足説明をさせていただきます。場所は国道314号を●●●●方面へ向かい、□□□□を出て、左折して■■■■線に入り、1．8km行った△△△△付近の農地です。既存の土地は、山の中にあり、急な細い山道であり、雨が降ればぬかるみ、道の管理が難しく、自宅付近に利便性の良い農地はなく、やむを得ずこの農地を申請するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。 次に、番号4について補足説明を、42 番松島委員。
42 番	番号 4 について 42 番松島が補足説明をさせていただきます。資料 No.8にありますように、自宅に入る手前の道路の上ということで、今回設置したいということで、申請したいということです。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号4について承認することに決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。事務局、説明をお願いします。
事務局	7ページをご覧ください。 議案第4号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

	令和8年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番。地目　登記簿、現況ともに畑。面積は合計363㎡。権利種別　賃貸借。貸付人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。借受人氏名　農事組合法人　■■■■。住所　△△△△番地。転用目的、施設等は、資材置場。申請理由　現在▲▲▲▲を置いてある場所に農機具倉庫を建設するため、▲▲▲▲をいったん○○○○番へ移動させる。一時転用です。期間は許可の日から令和10年3月31日まで。賃借料は年間19，173円です。資料9に地図を載せていますので、ご覧ください。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、37番小池委員。
37番	番号1について37番小池が補足説明をさせていただきます。ただいま事務局より説明のありましたとおり、■■■■さんは農機具倉庫を建設するために、一時的に▲▲▲▲を移動させていただきたいという申請です。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	8ページをご覧ください。 議案　第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農地利用集積等促進計画案について、意見を求める。令和8年6月25日提出。奥出雲町農業委員会会長。 番号1～番号27は受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　農事組合法人○○○○、住所　●●●●番地。番号1～番号27は、受け手を省略して読み上げます。 番号1、農地は、□□□□地内　1筆。面積は、合計　2，832㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　■■■■、住所　△△△△在住。以下は、ご覧のとおりです。 番号2、農地は、○○○○地内　1筆。面積は、562㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。以下は、ご覧のとおりです。 番号3、農地は、○○○○地内　2筆。面積は、合計　2，297㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。10a　あたりの賃借料は、■■■■円。　以下は、ご覧のとおりです。 番号4、　農地は、○○○○地内1筆、●●●●地内5筆。面積は、合計　5，889㎡。権利種別機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　□□□□、住所　■■■■在住。10a　あたりの賃借料は、△△△△円。以下は、ご覧のとおりです。 番号5、農地は、○○○○地内　5筆。面積は、合計　10，332㎡。権利種別　機構法使用貸

事務局	借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。以下は、ご覧のとおりです。 番号6、農地は、○○○○地内5筆。面積は、合計　6，233㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。10a あたりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号7、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　7，696㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。以下は、ご覧のとおりです。 番号8、農地は、○○○○地内　5筆。面積は、合計　5，540㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号9、農地は、○○○○地内　4筆。面積は、合計　6，019㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号10、農地は、○○○○地内　5筆。面積は、合計　6，451㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号11、農地は、○○○○地内　7筆。面積は、合計　10，105㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号12、農地は、○○○○地内　9筆。面積は、合計　6，967㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号13、農地は、○○○○地内　9筆。面積は、合計　8，444㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号14、農地は、○○○○地内　7筆。面積は、合計　7，940㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号15、農地は、○○○○地内　8筆。面積は、合計　9，957㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号16、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　2，232㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号17、農地は、○○○○地内　9筆。面積は、合計　8，431㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号18、農地は、○○○○地内　13筆。面積は、合計　17，392㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号19、農地は、○○○○地内　4筆。面積は、合計　2，439㎡。権利種別　機構法使用貸

事務局	借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号20、農地は、○○○○地内　6筆。面積は、合計　6，795㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号21、農地は、○○○○地内　2筆。面積は、合計　1，322㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号22、農地は、○○○○地内　2筆。面積は、合計　770㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号23、農地は、○○○○地内　2筆。面積は、合計　2，706㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号24、農地は、○○○○地内　4筆。面積は、合計　4,395㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号25、農地は、○○○○地内　4筆。面積は、合計　5，091㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号26、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　2，825㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号27、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　3，695㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 以上が、受け手が農事組合法人○○○○の契約です。 番号28、農地は、○○○○地内　2筆。面積は、合計　3，395㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　△△△△番地。10a あたりの賃借料は、▲▲▲▲円。以下は、ご覧のとおりです。 番号29、農地は、○○○○地内　1筆。面積は、1，563㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　△△△△番地。10a あたりの賃借料は、玄米▲▲▲▲kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号30、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　5，842㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　△△△△番地。10a あたりの賃借料は、▲▲▲▲円。以下は、ご覧のとおりです。 番号31、農地は、○○○○地内　2筆。面積は、合計　1，985㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。貸借権の設定を受ける者　農事組合法人■■■■、住所△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	番号32～番号38は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　有限会社　○○○○、住所　●●●●番地。 番号32～番号38については、受け手を省略して読み上げます。 番号32、農地は、○○○○地内　1筆。面積は、1，058㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。10a あたりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号33、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　2，323㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所□□□□　番地。10a あたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号34、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　4，720㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。10a あたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号35、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　4，376㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。10a あたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号36、農地は、○○○○地内　1筆。面積は、1，836㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。10a あたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号37、農地は、○○○○地内　8筆。面積は、合計　12,184㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□在住。10a あたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号38、農地は、○○○○地内　4筆。面積は、合計　7，816㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。10a あたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号39～番号40は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　○○○○株式会社、住所　●●●●番地。 番号39、農地は、○○○○地内　3筆。面積は、合計　7，773㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。10a あたりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号40、農地は、○○○○地内　4筆。面積は、合計　6，483㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　□□□□番地。10a あたりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の、要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。以上ご審議のほどよろしくご審議お願いします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第5号、番号1から番号27は受け手が同じです。補足説明をお願いします。22番藤原委員。
22番	番号1から番号27について、22番藤原が補足説明をさせていただきます。 農業法人○○○○は過去にずっと耕作をしておられました。今回機構を介しまして契約の更新の申請をしておられます。中には所有者が相続により名前が変わっているところも一部ありますが、現状は、継続しておられます。問題なく耕作していただけると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号1から番号27は受け手が同じですので、一括質疑承認でよろしいでしょうか。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号1から番号27につきましては、承認することに決しました。 次に番号28の補足説明を、25番石原委員お願いします。
25番	番号28について、25番石原が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんですが、●●●●バイパスから□□□□の方へ行き、■■■■自治会の一番奥の▲▲▲▲がありますが、そこの田んぼでして、△△△△さんは今までも作っておられまして、更新という形になりますけども、問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号28について承認することに決しました。 続いて、番号29について補足説明をお願いします。10番高橋委員。
10番	番号29について、10番高橋が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは、●●●●自治会の方でして、受け手の□□□□さんは、■■■■自治会の方です。□□□□さんの実家が、今回申請の田んぼのすぐ側でして、今までも作っておられまして、適正に管理されており、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号29について承認することに決しました。 続いて、番号30について補足説明をお願いします。15番立石委員。

15番	番号30について15番立石が補足説明をさせていただきます。 この農地は、○○○○地区の●●●●地内にある農地でして、■■■■の下、国道432号の下にある3枚の田んぼです。従来相対で契約しておられましたが、満了ということで、新たに機構法の賃貸料に切り替えられるということです。問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号30について承認することに決しました。 続いて、番号31について補足説明をお願いします。28番藤原委員。
28番	番号31について28番藤原が補足説明をさせていただきます。 この農地は、第1号議案の合意解約になった農地でして、今までは賃貸借でしたが、この度使用貸借に変更したいと契約をされることになりました。今までどおり■■■■さんの方で管理はされますので、何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号31について承認することに決しました。 続いて、番号32から番号38は受け手が同じですので、一括承認させていただいてよろしいでしょうか。それぞれ補足説明していただいてその後採決します。番号32について補足説明をお願いします。22番藤原委員。
22番	番号32について、22番藤原が補足説明をさせていただきます。 この農地については、○○○○さんが継続してやっておられ、契約更新ということで、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、32番補足説明終わりました。次に番号33について補足説明を25番石原委員お願いします。
25番	番号33について、25番石原が補足説明をさせていただきます。 番号33について、●●●●と書いてありますが、実際には□□□□地区の■■■■自治会です。◆◆◆◆の△△△△からの所です。今までも○○○○さんが作っておられましたので、更新という形で、何ら差支えないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、番号33の補足説明終わりました。次に番号34について補足説明を26番賀元委員お願いします。

26番	番号34について、26番賀元が補足説明をさせていただきます。 ●●●●地内にありまして、○○○○から□□□□方面に向かって10mくらい行った所の田んぼです。今まで■■■■さんが作っておられまして、別段支障ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、番号34の補足説明終わりました。次に番号35について補足説明を35番浅野委員お願いします。
35番	番号35について、35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は、○○○○地内の圃場です。この農地では昨年の設定を受ける■■■■さんにより、稲の作付けがなされています。この度は、しまね農業振興公社を介しての申請です。周辺の農地もしっかり管理されています。今後も促進計画に基づいて継続した農業生産活動が行われると思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、番号35の補足説明終わりました。次に番号36について補足説明を40番安部委員お願いします。
40番	番号36について、40番安部が補足説明をさせていただきます。 場所は、○○○○地内の●●●●橋を渡った川端です。賃貸借により■■■■さんが作っておられ、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、番号36の補足説明終わりました。次に番号37について補足説明を42番松島委員お願いします。
42番	番号37について、42番松島が補足説明をさせていただきます。 場所は、○○○○地内の圃場で。以前から■■■■さんが作っておられるということで、今回機構を通しての契約ということで、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい、番号37の補足説明終わりました。次に番号38について補足説明を41番梅木委員お願いします。
41番	番号38について、41番梅木が補足説明をさせていただきます。 一団の四窪の土地でして、近隣の圃場も■■■■さんやっておられます、非常に熱心にやっておられます、最善の耕作だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。一括質疑承認に入らせていただきます。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号32から番号38につきましては、承認することに決しました。

	続いて、番号39から番号40は受け手が同じですので、一括承認させていただいてよろしいでしょうか。それぞれ補足説明していただいてその後採決します。番号39の補足説明を、35 番浅野委員お願いします。
35番	番号39について、35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は、○○○○地内の●●●●集落内の農地です。これまで水田の耕作管理は□□□□さんがやっておられました。大型の農業機械作業については、▲▲▲▲さんにお願いして水稲栽培をしておられました。□□□□さん高齢になり、継続が困難になってきたため、全てを賃貸借で委ねられるということであります。▲▲▲▲さんは、周辺の圃場もしっかり管理しておられますので、今後は促進計画に基づいて農業生産活動が行われると思いますので、よろしくご審議お願いします。
議長	はい、番号39の補足説明終わりました。次に番号40について補足説明を37番小池委員お願いします。
37番	番号40について、37番小池が補足説明をさせていただきます。 場所は、○○○○の手前です。●●●●さん宅の周辺を含めまして、▲▲▲▲さんが集積に努めておられます。何ら問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号39から番号40まで、一括質疑承認に入ります。 質疑ございませんか。 (なし) 承認することに異議ございませんか。 (はい) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号39から番号40につきましては、承認することに決しました。 以上で本日の審議を終えます。 その他について、事務局から説明願います。
事務局	事務局からその他で7点お話させていただきたいと思います。 (1)6／2全国農業委員会会長大会(東京)報告について (2)全国農業新聞活動表彰・伝達式について (3)6月自治会回覧「農業委員選任名簿公表」について (4)しまね農業振興公社「農地機構だより」の配布について (5)年金のチラシ配布について (6)7月分報酬のお知らせについて (7)7／15総会での記念写真撮影について
議長	そういたしますと以上で本日の審議を終えます。来月の総会でございますが、7月15日水曜日9時からこの会場で行います。 お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。